

# 令和7年度特定健康診査巡回検診等業務委託契約書

地方職員共済組合茨城県支部（以下「甲」という）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という）とは、特定健康診査巡回健診等業務の委受託に関して次の通り契約を締結する。

## （総則）

第1条 甲は、健診等を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

## （委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、別紙1「仕様書」及び別紙2「健診等内容表」のとおりとする。

2 乙は、巡回健診において、健診終了からおおむね1か月以内に健診結果通知書を作成し、受診した者に通知するものとする。

なお、通知に当たっては、健診結果通知書と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

3 健診等の実施結果については、乙が取りまとめ、甲へ送付する。

## （対象者）

第3条 乙が行う巡回健診の対象者は、地方職員共済組合茨城県支部の組合員の被扶養者のうち、巡回健診実施時において40歳以上75歳未満の女性とする。

## （契約期間）

第4条 委託期間は、この契約の締結日から令和8年3月31日までとする。

2 特定保健指導については、乙が、前項の有効期間内に実施した巡回健診の結果に基づく指導を行う対象者に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む。）する日までを有効期間とする。

## （契約保証金）

第5条 乙は、契約金額の100分の10の契約保証金を甲に納付するものとする。

2 甲は、乙が納付した契約保証金について、本契約履行後、直ちにこれを還付するものとする。

3 乙が乙の責めに帰すべき事由により本契約を履行しなかった場合は、契約保証金は甲に帰属するものとする。

## （委託料）

第6条 委託料は、別紙3「委託料内訳表」のとおりとする。

## （委託料の請求）

第7条 乙は、巡回健診については受診者に結果を通知した後に、特定保健指導については行動計画を策定する初回時面接終了後及び計画の実績評価（計画策定日から3か月以上経過後に行う評価）終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、別紙3「委託料内訳」に定める委託料に実施人員数を乗じて算出した金額に消費税及び地方消費税を加算した額を甲に請求するものとする。

2 乙は、特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった（脱落が確定した）場合は、その時点までの特定保健指導の実績実績に応じた費用を甲に請求するものとする。

- 3 甲は、利用者が特定保健指導の利用期間中に、地方職員共済組合茨城県支部の組合員の被扶養者としての資格を喪失したときは、乙に資格喪失を連絡することにより利用を停止する。この場合、甲は利用停止までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を乙に支払うものとする。

(委託料の支払い)

第8条 甲は、乙から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、受理した月の翌月末日までに乙に請求額を支払うものとする。

(再委託の制限)

第9条 乙は、甲が承諾した場合を除き、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(譲渡の禁止)

第10条 乙は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

第11条 乙は、この契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき理由により業務の実施中に生じた事故及び損害については、乙がその負担と責任において処理に当たるものとする。

(感染症等に対する対応)

第12条 乙は、健診等を実施する上で、感染症対策を十分に行うものとする。

- 2 委託期間中に感染症の感染拡大等に伴い委託業務の継続が困難となった場合は、当該業務の継続等について、甲乙協議の上決定するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 乙が委託業務を実施するに当たっては、健診等の記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、「別添 地方職員共済組合茨城県支部が取り扱う個人情報の保護に関する細則」第12条第1号の規定や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び個人情報の保護に関する法律に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第14条 甲は、甲が必要と認めるときは、乙における委託業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

- 2 乙は、甲から前項の照会があった場合、速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。甲は、この場合において、生じた損害を乙に請求することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙がこの契約を履行しないとき、又は履行することが困難であると甲が認めたとき。
- (3) 乙の行為に詐欺その他不正の行為があると認めたとき。
- (4) 乙が故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- (5) 乙がこの契約に定める事項に違反し、又は違反するおそれがあると甲が認めたとき。

- 2 甲は、この契約を解除した場合、契約解除までの業務実績に応じて、乙に委託料を支払うものとする。

(協議)

第16条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

茨城県水戸市笠原町978番6  
甲 地方職員共済組合茨城県支部  
支部長 大井川 和彦

乙

(別添)

地方職員共済組合茨城県支部が取り扱う個人情報の保護に関する細則第12条第1号(抄)

- イ 個人情報の取扱いの具体的方法については、支部と協議のうえ、その同意を得て定め、かつ、これを遵守すること。
- ロ イの事務処理の経過を記録するとともに、10年間は支部の求めに応じその記録を示すこと。
- ハ 個人情報を第三者に漏らしたり、目的外に利用しないこと。
- ニ 個人情報のための責任者を定め、その者の職氏名を支部に報告すること。
- ホ 個人情報は特定の者を指定して取り扱わせるとともに、その指定した者の職氏名を支部に報告すること。
- ヘ 支部が承認した場合を除き、情報記録媒体を複製、複写し、又は第三者に提供しないこと。
- ト 情報記録媒体の処分については、支部の指示に従うこと。
- チ 支部が承認した場合を除き、個人情報を用いて行う事務処理を第三者に再委託しないこと。
- リ 個人情報の保護の実施状況について支部が調査を求めたときは、これに協力すること。
- ヌ 個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに事実関係を支部に報告し、支部の指示により速やかに事故の処理に当たること。
- ル 契約終了後において、個人情報を消去又は返却させること。